

平成23年度保証保険資金等緊急支援事業の概要

東日本大震災により被災した地区の基金協会が震災前に債務保証を引き受けた融資の大部分について、中小漁業者等の返済が困難となり、多額の代位弁済事故が発生することが見込まれている。保証保険資金等緊急支援事業は、基金協会が代位弁済による破綻や、代位弁済後の保証引受激減による経営困難に陥り、中小漁業者の活動再開に必要な資金の円滑な融通に支障を来さないよう、代位弁済経費の一部と基金協会の経営維持に係る保証業務経費を国が助成するものである。

【内 容】

1. 本事業は次の事業である。

- (1) 代位弁済経費助成事業
- (2) 保証業務経費助成事業

2. 国からの助成額

(1) 代位弁済経費助成事業

代位弁済に係る経費は、次の①の代位弁済額から②～⑧の合計額を控除したものである。なお、③～⑥の額は平成23年度1次補正予算成立日から平成24年3月31日までの間に見込まれる額を使用する。

- ① 平成23年3月1日までに協会が債務保証を引き受けた保証残高のうち、その主要な事業用資産について、東日本大震災により浸水、損壊、売上減少等の損害を受けたことの確認を水産業協同組合の長から受けた中小漁業者等に係る保証に係る代位弁済額
- ② ①の代位弁済額から信用基金の保険に付されていない額を除いた額に信用基金の補填率を乗じた額（③と⑧の回収金のうち、信用基金に納付される額を除く）
- ③ ①に掲げる中小漁業者等が受領する漁船保険金等により回収金の額
- ④ ①の代位弁済額のうち、漁業緊急保証対策事業実施要領により同事業に係る特別準備金から取り崩すこととされている額
- ⑤ ①の代位弁済額のうち、中小漁業関連資金融通円滑化事業による出えん額
- ⑥ ①の代位弁済額のうち、漁業運転資金融通円滑化事業による出えん額
- ⑦ 基金協会が保有する平成22年度決算における準備金の額
- ⑧ 求償権償却後の回収金の額

(2) 保証業務経費助成事業

当事業の執行可能額に、全国の被害総額に対する関係都道府県の被害額の割合を乗して得たものを各都道府県別協会に助成する。ただし、助成額の上限は、当事業に基づく助成を申請する協会が作成する平成22年度業務報告書における事業直接費と事業管理費の合計額とする。